

## (6) 奈良教育大学転専攻、転専修及び転履修分野に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 259 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 82 条第 2 項に基づき、奈良教育大学(以下「本学」という。)の転専攻、転専修及び転履修分野(以下「転籍」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転籍を志望できる者は、出願時に次の各号に掲げる単位数(学年度末までの修得単位数を含む。)以上を修得している者とする。

- 一 教養科目 4 単位
- 二 外国語科目 4 単位

(出願手続)

第 3 条 転籍を志望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を教務課へ提出しなければならない。

- 一 転籍志願票
- 二 成績証明書

(試験)

第 4 条 転籍の試験は、学力検査(実技を含む。)及び面接とする。

2 学力検査の科目は、専修、履修分野で指定する。

(転籍の時期)

第 5 条 転籍の時期は、4 月 1 日とする。

2 転籍を許可された者の受入れ年次は、原則として、転籍を志願したときの年次に 1 年次を加えた年次とする。

(既修得単位の認定)

第 6 条 転籍を許可された者の既修得単位の取扱いについては、既修得単位に関する取扱要領を準用し、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行うものとする。

(定員)

第 7 条 転籍を認める場合は、各専修・履修分野ごとに若干名とする。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、転籍の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)